

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

斑鳩町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指し、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

斑鳩町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象となる指定給水工事事業者様宛に通知します。
なお、郵便不着等や未更新の方への再通知はいたしません。

※更新手数料は3,000円となります

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しないもの

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款
- ・登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の免状又は技術者証等

●指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修理、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新申請についてのお問い合わせは
斑鳩町上下水道課 TEL：0745-74-1401